

(第1条関係)寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(3) (略) (加える) <u>(4)～(8)</u> (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 職員の休業に関する状況</u> <u>(5)～(9)</u> (略) ～ 略 ～

(第2条関係)寒川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項の規定</u> _____ _____により任期を定めて採用された職員 (2)～(4) (略) ～ 略 ～ (育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項の規定</u> _____ _____により任期を定めて	第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年寒川町条例第24号)第9条第1項の規定</u>により任期を定めて採用された職員 (2)～(4) (略) ～ 略 ～ (育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定</u>により任期を定め

採用された職員 (2) (略) ～ 略 ～	て採用された職員 (2) (略) ～ 略 ～
-----------------------------	------------------------------

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>